

# スウェーデンにおける 子どもオンブズマン

(本論は「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」【1996年8月27～31日於ストックホルム】  
に提出された報告書の仮訳である)

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

スウェーデンにおける子どもオンブズマン  
ルイス・シルワオンダー講演録（1996年）

スウェーデンにおける子どもオンブズマン  
組織法的地位および責任

「子どもオンブズマン、保育費の支出削減で発言」

「子どもオンブズマン、子どもポルノ・ビデオの所有禁止を要望」

「子どもオンブズマン、少年刑務所を酷評」

私がスウェーデンの子どもオンブズマンとして発言すると必ず、スウェーデンのメディアはこうした勇み足の見出しをつける。また私についてのこうした記事を読みたいと思っている人も少なくないと思う。3年ほど前、スウェーデンに子どもオンブズマンオフィスが設立されたとき、子どもの権利と状況を監視でき、忌憚なく発言する独立した団体ができたと大変な期待が集まった。

私も事実、執拗に警鐘を鳴らすことが私の任務の一つと考えその役割を引き受けてきた。しかし、私を任命した公式文書にはまた、そのほかの役割も書いてある。私個人としても、子どものオンブズマンが子どもの地位の真の向上に貢献しようとするれば、警告者として意見を発表する以上のことがあると信じている。

政府によってこの地位に任じられたのは私が最初であり、任期は6年である。公式の肩書は「子どもと青少年のためのオンブズマン」である。担当する範囲は18歳未満のすべての者を含むことから、きわめて重要な仕事である。子どもオンブズマンは、スウェーデン厚生省の管理下に置かれる国家機関である。財政支出をうけるが、それ以外は完全に独立している。私を助けるために法律問題や子どもの生活環境と安全、社会心理的問題と世論形成などを専門とする14人のスタッフがいる。

私が代表するこの事務局の主要任務は、子どものニーズや権利、利益を擁護することであり、スウェーデンが国連で採択された「子どもの権利に条約」に基づく義務を忠実に履行するよう保証することである。従って、この条約の文言のもとに、子どもオンブズマンは活動するのである。この条約は18歳未満のすべての者に適用される。

この条約が子どものあるべき姿をどう描いているかをスウェーデンの様々な社会層に周知

することも、オンブズマンの任務である。実際問題として、私の仕事が深く関わっているのは、世上の議論に参加したり、子どもに影響する重要問題について世論形成を行ったり、さらに、子どもが置かれた状況に関して社会の態度を変えることである。

### 子どものスポークスマンをめぐる多年の論議

子どものために特別のスポークスマンを置くことに関しては、1980年代いらいスウェーデン国会で討議されてきた。この問題は、議員立法の法案として数回提出され、その際、12年前に設立されたノルウェーの子どもオンブズマンが、模範としてよく引き合いにだされた。

子どもオンブズマン事務局を設立しようという議論は、スウェーデン社会において子どもの法的保護が無視されていると感じられていること、さらに、医療サービスや社会福祉の面や学校において子どもに関する肝心な情報が何にもない、というところから起こった。数人の国会議員は子どもの権利と利害の問題について、世論の形成や、実際に周知活動をする必要に言及した。しかし、国会が子どもの権利オンブズマン事務局の設置に賛成する決定をし、また、事務局そのものの機構をきめたのは、スウェーデンが、1990年に子どもの権利条約を批准した後である。

この新しい事務局については、二つの主要問題が討議の中心になった。その一つは、わが国には既に幾つかのオンブズマンがあり、さらに別のものを導入することの善し悪しであった。もう一つは、新しいオンブズマンがもつ法的権限をめぐる問題である。

### 子どもオンブズマンの必要性について意見一致

すでにご承知の通り、わが国には進んだオンブズマン制度があり、この言葉自体が他の国々において類似の制度に適用されている。スウェーデンには今日、七つのオンブズマンが存在し、公共団体の監査、消費者問題や男女機会均等、少数民族差別防止などに責任を負っている。子どもオンブズマン事務局についての討議の過程で、社会のなかで益々多くのグループが、既存の利益を擁護するために自分たちだけのオンブズマンを要求することになり、オンブズマンの理念が薄められる恐れがあるという意見が表明された。この危惧の念は尊重されるべきだが同時に、子どもは無防備で弱い立場にある点を考慮にいと、子ども自身のためのオンブズマンがあるべきだという賛成意見も広範な支持を得た。この事務局が設立されてから、障害者のためのオンブズマンが任命され、さらに特別の環境オンブズマン任命の計画も順調に進んでいる。

活動の範囲；全体か個別か。

子どもオンブズマンの権限については、全般的なものに焦点をあわせるか、個別のケースに限るかという点が論争の中心となった。一層正確に言えば、個別の問題の処理に介入する法的権限を、事務局に賦与すべきか否かの問題である。もう一つの考え方は、オンブズマンを子どもの全般的な問題についての独立した代弁者とし、主として情報伝達と世論の形成に専念させるというものである。議論に加わった人の中には、子どもを個別に擁護する法的権限を持たないオンブズマンは牙をもがれたも同然であり、政府や議会が責任を回避するためにつくったものと見做されると考える向きもあった。それでは世論に影響を及ぼすというオンブズマン固有の重大な任務の遂行にも困難を来すことになる。とくに、子どもが自分たちのためのオンブズマンを無力だと見做し、オンブズマンという考え方そのものに関心をなくすことが懸念された。

しかし、物事の順序つまり子どもオンブズマンはまず、子どもの利益全般を監督する任務があるという主張が多数の賛成をえて、その考えが実現した。政府の側には各オンブズマンの任務を、他の国家機関やボランティア組織の任務と区別するという原則にはっきりした理由を見出していた。スウェーデンには子どもを個別に保護し支援することを任務とする機関が以前から存在していた。そのうえ、これらの機関がその任務をどのように果たしているかは、既存のオンブズマン、つまり議会オンブズマン（JO）が監視しているのである。政府としては、子どもオンブズマンに同じような任務を与えると、他の機関との衝突や重複の危険が大き過ぎるから適当ではなく、また実際的でないとしたのである。

#### 全般的任務を与えて人的資源を最大限に活用

もう一つ無視出来ない論点は、限られたオンブズマンの人材をいかにして最大限に活用するかである。当事務局が特別のケースに介入する権限を持ったにしても、既に他の公共機関が行動を起こし、社会ができることをしてしまっている場合には、たとえそれが重要なことであっても、オンブズマン事務局のスタッフは手も足も出ないことになる。たとえ一人ひとりの子どもが、既存の公共機関である監視団体によってひどい取扱いを受けていたとしても同じである。子どもオンブズマンのスタッフは、子どもに影響を与える諸問題に対し、公共機関やその他の団体がとる態度に影響を与えたり制限を加えたりすることに専心する方がいいと考えられる理由は十分ある。

そこで最終的に政府は、子どもオンブズマンは全般的な分野で仕事をすべきだと結論した。

これは私も同僚たちも、子どもをグループとして考慮しなければならないということ、さらに、あらゆることを考慮して、子どもの権利と利益のために対策を練るよう国民や政府機関、企業や組織を誘導しなければならないことを意味する。しかしこれはなにもわれわれが個別のケースを無視することではない。その反対に、困難な状況にある子どもや、矛盾する決定に従わされる子どもが現実にいるときは、個別の分野での不満足な状況、子どもの視点の欠如に、子どもオンブズマンとして注意を向けることができるのである。子どもオンブズマンは、具体的問題に言及するに当たってしばしば、法律や政府の決まったやり方を変える根拠となる次の3原則に焦点をあてることができる。

### 主要な三つのテーマ

私も同僚たちもつぎの主要な三つのテーマに従って仕事をする。

☆子どもの権利条約

☆困難な状況にある子ども

☆青少年の参加する権利

1. 上述のとおり、子どもの権利条約は、我われを導く星、つまり様々な面で子どもの視点を擁護する重要な思想的手段である。もっとも、この条約はスウェーデンの法律として直接適用されるものではない。国際条約との関連についていえば、スウェーデンの新しい法律を様々な国際条約の誓約に順応させるシステムが確立している。

条約にそぐわないと判った法律は、いわゆる条約友好精神に則って解釈されねばならない。ということは、法廷や関係当局が、たとえば子どもの権利条約を実際に活用し、出来るかぎりその条約に矛盾しないやり方でスウェーデンの法律や規則を解釈することなのである。スウェーデンがこの条約に調印する以前に、政府はわが国の法律の洗い直しをした。その結果、条約の条項とスウェーデンの法律の間には、矛盾がないという結論になった。わずかな不都合があったとしても、それは今までの習慣からそうなったものとされたのである。もっとも、この問題に厳密に取り組んでみると、子どもの視点について欠陥のあることが判った。なかでも、社会福祉法や、両親と保護義務に関する法規、在留外人法のなかで、子どもが発言の機会を与えられることについては欠陥がみられた。

そこで、オンブズマンの重要任務の一つは、子どもに影響を与える法律を組織的に再点検すること、さらに、この条約がスウェーデンに課した義務に沿うようにわが国の法律を修正するよう申し出ることである。子どもの視点こそは、関連する新しい法律の本質的要

素とならなければならない。我われは、このことについて、たとえば新立法に際して協議に参加するとか、審議会へ陳情するとか、我われ自身で法律案を作るなどして鋭意努力している。

我われが力をいれる仕事の立脚点は、条約の重要な原則を規定する基本的な条項である。とくに関連するものを挙げると、差別の禁止（第2条）、子どもの利益最優先の原則（第3条）、条約の実施手段（第4条）、子どもが意見を発表し、それが尊重される権利（第12条）、虐待から保護される権利（第19条）がある。

我われにとって励みになることだが、我われの意見が、新たに起草された法案、すなわち新社会福祉法や親権法の新条文のなかに沢山織り込まれている。このことは、子どもの権利条約の基本的原則が、初めてスウェーデンの法律に織り込まれたことであり、二重の喜びである。

しかし、この条約は単に立法者への指導書にとどまるものではない。子どもオンブズマン事務局の任務には、条約の知識や情報を、国民や、子どもに関わる仕事をしている専門家や、さらに政策決定者に知ってもらうことも含まれる。この条約は施行されねばならないと、私は言いたい。つまり、成人が子どもの全人間的尊厳を尊重しそれを保護するよう振る舞うことである。それはまた、小児期や青少年期にある者が固有の価値を享受できるよう、かれら必要とする保護とサポートを与えられる社会を作ることである。

子どもオンブズマンはまた、わが国に286ある地方公共団体にこの条約の実施を働きかけている。子どもの権利とニーズを促進するのに決定的重要性を持つと考えるからである。

2. 子どもの権利オンブズマンの第2のテーマは、困難な状況におかれた子どもの問題である。換言すれば、危険な状況にある子どもの問題に我われは特別の注意を払っている。スウェーデンの子どもは、とくにほかの国の児童と比較した場合、精神的にも物質的にも恵まれているとは言っても、まだ困難な状況におかれた子供が沢山いる。

スウェーデンの法律は、さまざまな面で子どもの利益最優先を明白に述べているとはいえ、実際に子どもの視点を打ち出すには、やらねばならないことが沢山残されている。たとえば、子どもを犠牲にしたり、子どもに性的虐待を与えたりする問題はオンブズマンの主要関心事である。子どもの視点は、ここ数年スウェーデンが経験してきたような経済危機ではとりわけ脅かされるのである。私としては、経済危機があってもなくても、スウェーデンは目標を高く掲げるべきだと思う。子どもの権利条約は、締約国が「自国における

利用可能な手段の最大限の範囲内で」子どものニーズを満たすよう要求している。

3. 第三のテーマは、子どものスポークスマンとしてのオンブズマンの役割に関するものである。前述の通り、子どもオンブズマンの主要任務の一つは、子どもの代表として、社会における子どもの利益を保護することである。私が青少年を代表する最善の方法は、彼らが自ら発言し、その意見が確実に尊重されるよう努めることである。このことは、個人的問題と社会的問題のいずれにもあてはまる。

子どもオンブズマンは、少なからぬ時間と労力を捧げて、たとえば子どもの監護権をめぐる論議や、地方や政府のレベルで子どもとの共同決定を進める方策を示している。

子どもに意見を述べる機会を与え、かれらの言い分を聞く仕事こそが、私にとっては子どもの視点を広げる核となっている。こうしないと、子どもオンブズマンは、子どもが実際に望んでいることをとかく見失い勝ちになる。変化を望むあまり、ひとは何が子どもにとって最善であるかを自分は知っていると思い誤るのである。それはせいぜい、成人にとって子どものあるべき姿なのだ。多くの場合、子どもにとってもいいことであるとしても、それが当然と考えるべきではない。子どもオンブズマンの場合は絶対にそうであってはならない。真に子どもの立場に立つということは、子どもの全般的な状況のなかではなく個々の子どもの状況に焦点を当てることである。この考えかたが、子どもに影響する問題に決定がなされる前に、子どもに自分たちの意見を述べる機会を与えるという我われの提案の根拠になっているのである。

子どもの代弁者として、子どもオンブズマンは、可能な限り最善の提案を出せるよう情報を集め、子どもの言うことに耳を傾けねばならない。我われは、たとえば、学校やレジャーセンターや公共機関を訪問するなど様々な方法で子どもと接触している。

しばらく前から、オンブズマン事務局では18歳未満の者が極めて低料金で利用できる特別電話回線を引いている。「子どもオンブズマン直通電話」といわれるこの電話は、主として情報サービスを行うものである。子どもは、我われに電話して、色々な問題について心を打ち明け、問題点についてオンブズマンの注意を引くことができる。また、自分達の権利や、国連条約やオンブズマンの仕事のやり方等について情報を得られる。事務局は、子どもが全幅の信頼をもって我われに向き合えるよう、守秘義務法の特別条項にもとづき、ひとに知られたくない話を機密扱いにできるのである。

さらに、我われは研究や調査などを通じて、様々な問題について系統的に子どもの考え方や意見を詳細に調べる必要がある。いずれ我われは、青年層と意志疎通をはかるために、

情報技術のもつ可能性を活用することになるだろう。

### 最優先する重要事項

子どもオンブズマンの守備範囲は大変広いので、優先順位をつけ継続的にアプローチしなければならない。1996年の優先順位のリストはきわめて膨大なものとなったが、その中のごく一部をあげてみたい。

\*子どもの権利条約についての啓蒙活動

\*学校内外における被害

\*都市の子どもの全体像

\*子どもの参加

\*難民の子どもの状況

### 他機関との全面的協力

子どもオンブズマン事務局は、多くの様々な行政当局や組織や個人と協力している。それによって、我われの仕事は効率的でパンチ力のあるものになるし、不必要な重複を取り除き、同じように重要なことだが、我われの情報量も豊富になって、子どもに影響する色々な問題について共通した展望を確立できる。協力の形はさまざまである。ボランティア組織と共同のキャンペーンを張ったり、行政当局が関わる領域では、子どもの状況改善のために一つないし複数の公共団体と協力することもある。さらに、特別の分野ではネットワークを作ったり、関係グループを組織したりする。オンブズマン事務局はまた、子どもの問題を取り扱う他の公共団体や施設との関係においては、調整の役割も果たす。例を幾つか挙げよう。

\*子どもオンブズマンは、子どもの社会環境についての各種の追跡調査を調整する責任も負う。その他のさまざまな行政当局もこの調整の仕事に関与する。

\*子どもオンブズマンは、他の国家機関や組織と一緒に統計データのすり合わせをし、また、子どもに関係する統計刊行物を定期的に編集する。

\*子どもオンブズマンは、子どものための安全推進活動のお膳立てもする。3年に一度の秋毎に、英国の子どものための安全週間にならって2週間のキャンペーンを繰り広げるが、これは、子どもの不慮の傷害防止のために行われている立派な仕事に焦点をあてるためである。



## 政府への報告 — 世論形成に不可欠な役割

子どもオンブズマンには、毎年政府に報告する仕事もある。我われはこの報告書に力を注ぎ、これを世論形成の手段として利用し、提起されている諸問題にメディアの注目を集めるよう努める。なかでもこのレポートは、その1年の間に、スウェーデンが子どもの権利条約をどれほど忠実に施行してきたかについて、子どもオンブズマンの意見を伝えねばならない。わが国政府がオンブズマンの意向に従って考慮すべき観点と提案も報告に含まれる。

一番重要なことだが、この報告はスウェーデンにおいて条約がどのような地位を占め、推進されているか年を追って書き記したものになり得る。同時に、ジュネーブの国連本部にある子どもの権利委員会に提出する政府自身の報告書の資料にもなる。この委員会は各国が国連条約を遵守しているかどうかを監視している。勿論我われもこの委員会に報告書を提出する。

今年の4月に提出した私の2期目の年次報告において、我われはスウェーデンの地方公共団体による財政支出の大幅削減で子どもがうける影響という問題を提起した。また、青少年が学校や地方自治体に影響を与える権利も、主要な関心事として取り上げた。子どもに影響を及ぼす何らかの決定される前に、市町村当局には子どもの意見を知るの義務があるというのが我われの提案である。

政府の報告は当初から多大の関心と呼んだ。我われとしては、最終的にこれがスウェーデンにおける子どもの状況をめぐる論議の中心となることを願っている。政府への報告に加えて、我われは多岐にわたる手段を用いる。子どもオンブズマンは、法律改正につながる提案には、それがいかに多数であろうと相談にあずかる。

経験の教えるところによれば、最初から関わって有利な地位を占めることが肝心である。一度審議会の提案が妨害され棚上げされると、子どもの要求を認める広範な機会はたいてい失われてしまう。そこで我われは、審議会の提案が示される前に、そこへ陳情するなどの非公式な方法もとる。この種の例としては、先に挙げた在留外人法の仕事がある。

注意を喚起するもう一つの方法は、子どもの視点を説明できる専門家に発言して貰う機会を作ることである。他の機関や政府へ文書を送ることで、迅速な解決をみることもある。重要なことは、そのときどきの特別な状況に応じてそれに適した方策を見つけることであり、またすぐに反応が表れなくても、プレッシャーをかけ続けることである。子どもの視点を周知させることは、ひとびとの態度を調整したり変えたりするうえで重要なことである。もっともそれには長期に亘る努力と忍耐が要求される。しかし、苦勞するだけの価値があると私

は思う。子どものために最前線に立つほど素晴らしい仕事はないと私は考えている。

### こどもオンブズマンの存在は不可欠！

スウェーデンにおいても、子どもは自己決定権も参政権も持たない。さらに、決定権を持つ人に自分たちの意見を伝えるチャネルもほとんどない。子どもが、自分たちの考えを聞いてもらったり、要求をはっきり表明したりするのは容易なことではないのである。社会生活における子どもの利益は、成人の利益に譲歩しなくてはならないことがしばしばある。子どもが自分たちの意見を表明しても成人の意見と同じように尊重されることはまずない。子どもたちが自分たちの利益や知識を正当化できるところまで公の議論に参加したり、自分の置かれた状況を変えられる機会はないと断言している。その結果、政治論議をする人は、子どもについて一番多く発言するが、せいぜい子どもに語りかけるだけで、子どもと語りあうことは実際ほとんどないのである。

従って、子どもの視点を今以上に組織的、効率的に打ち出す必要がある。子どもの権利、要求および利益が十分な注意を引くようにするには、誰かが、かれらのために声を大にして語ったり、かれらの主張を弁護してやったりしなければならない。子どもの権利に顔を与え、子どもの立場を社会的に強化するよう見守る特別の擁護者が必要なのである。

このような監視は、子どもの権利条約に伴う当然の義務にも十分合致する。この条約とそれに続いて開かれた世界首脳会議は、非常に高揚した気分で迎えられたため、子どもの権利については、条約自体が締結されたことで十分だと考えられたが、これは安易に過ぎる。この条約を実施するという問題につながるからである。この条約は国連内部に子どもの権利委員会を設置することを決めている。この新しい委員会の主要機能は、条約に規定された定期的報告の制度を運営することである。

委員会は受け取った情報を基礎に「提案と一般的な勧告」をすることができる。国家間の苦情や個人の苦情に対する条項はない。従って、この委員会の実際の仕事は、ただ報告を処理することである。これがうまくいくかどうかは、各国から提出される報告の質、提出される外部からの情報の範囲と質、さらにこの委員会の能力にかかっている。

しかし、あらゆる適切な情報を得るために、また、偏見をなくしたり重要な問題領域を無視しないようにするために、多くの国が国家レベルで子どものための機関の設立を必要と考えている。子どもの権利の監視役として行動し、国際基準に反する状況下に置かれた子どもをモニターすることを具体的仕事とするメカニズムはすでに確立している。問題のある既存

の法律や慣行を調べ問い直す機関は、学校や法廷、無視や虐待といった子どもの日常生活を形づくっているものへの影響をきびしく検証するだろう。

しかしながら、多くの国で、子どもに影響を与える状態に対する責任は、省庁と地方自治体に二分されており、その間にはほとんど接触がない。そういうところから類推すると、子どもの生活と福祉の色々な面に責任のあるそれぞれの部門の間には、実際には分厚い障壁が張りめぐらされている可能性がある。

今我われは、子どもの権利が一層尊重されることを保証する国際的に重要な手段を手に行っている。他の分野からの経験によると、権利はただ宣言したり同意するだけであってはならない。監視しかつ守るべきものなのである。この条約の真価は、効果的に適用する我われの能力によってのみ発揮されるのである。その意味で、国レベルで子どものためのコミッショナーとかオンプズマンを設置することが、子どもの権利を擁護するために決定的重要性をもつことは明かだといえるだろう。

そういう感情は、私が初めての処へ旅行した一層深い動機と少なからず関係していることは、疑いのないところである。というのは、私の動機は、路上の男達が無気力で怠惰であるかどうかということを見極めようというどのような執拗な欲求をも越えるものだったからである。私は、エール大学に在籍してニューヘイブンにいた間、またヨーロッパの都市に居たころ、それから、ウェールズの失業した坑夫の家族と一緒に住んだオックスフォード大学の休暇のときに、そのような人達をふんだんに見た。そのときは、私の生活していた世界ではほとんどのところでその思想は一般的になっていたにもかかわらず、その問題について私は深刻に思い悩むことはなかった。また、私は、男達のなかには無気力で怠惰なものがあることが判っても、だからといってそういう人達を見殺しにしてもいいと考えるようにはならなかっただろうということも分かっていた。さらにまた、私的利益、富裕と貧困、命令を発することと命令に従うことなどから成り立っている我われの経済制度を受け入れることにもならなかっただろう。私は、そういう人達の無責任さは、この経済制度が、かれらの肉体と精神に傷を負わせたしるしと見ただろう。

およそ30年後のクック郡刑務所で、私はまたもや一緒に服役中のマフィアの男から保釈金の提供を申し出られた。今度は、「シカゴの7人裁判」の5人のなかの1人として服役していたが、保釈金は判事によって初めから認められていなかった。ところが8日たって上告裁判所でそれがくつがえされた。くだんの受刑者は刑務所のテレビでそれを知り、私が保釈されるものと思ったのだ。しかし2日過ぎても私がそこに居たので、私にカネがないためだと

かれは考えたのである。しかし出所の遅れたわけは、そこに永く服役しているのにまだ保釈金の調達のできないほかの受刑者が、我われと同額の保釈金を都合できるまで、我われが支援者からの保釈金を受け取らなかったからなのだが、かれはそのことを知らなかったのだ。それで、私が弁護士に会いに行く途中かれの独房の前を通ると、かれは一片の紙切れを私に渡しながらか言った。「デリンジャー、保釈金で苦労してるんだろう。この紙をお前の弁護士に渡してくれ。かれがこの宛名のところにこれを持って行けば、お前がここから出られる保釈金が幾らでも貰えるよ。」かれがそういう申し出をしたのは、心の底からの善意であり、また、裁判の内容をテレビで理解し、我われが信念を守り通すやり方に好感を持ったからだった。だがしかし、マフィヤが誰かに保釈金を用立てると、かならず後になって、かれらと一緒に、さらにまたかれらのために働くよう唆される例がほかにあったことを私は考えた。

犯罪者と普通のひとの間には核心部分で類似のあることを理解しているひとは、それをこう言い表すことがある。「神のご慈悲がなければ、私だってやっちゃうよ」このことは、我われはみんな、酷いことをするひとと、つまり、普通のひとが無意識にすることより明らかに酷いことをするひとと、如何に類似しているかを僅かにでも理解していることを示している。しかし、私はそんな神を到底敬うことはできない。そういう神の慈悲というのは、皮膚の色とか、階級とか家族、ときには個人の健康とかの特権を持っているゆえに、犯罪を犯す度合いの少ないひとと、環境のせいで犯罪を犯す度合いの高いひととの間に、不愉快な区別をしているだけなのである。私が10才から15才の間に感化院に送られなかつたことや、私と同じ刑務所にいる仲間が捕らえられるようなことを沢山仕出かし、さらに重大犯罪への道にむかったのは、そのような神のせいではない。私にとっての神は両親の社会的地位の高さであり、親類縁者である。

私がホー・チャー・ミンと面談する（このことについては後述する）までには、かれは私の抗議の文書のことを聞いていて、私がある問題を持ち出す前にかれの方から切り出し、私が捕虜について心配していることに感謝してくれた。かれの言うところによると、かれはオアンを通じて事情を知っただけではなく、労働、青年、婦人、農業、教育その他「ベトナムの組織化された分野の主要指導者」とされている人達と私がミーティングをした記録をテープで聞いていたのである。かれは、北ベトナムの指導者は捕虜を罰するつもりはなく、アメリカの兵士がベトナム人民に雨のように死を降らせるためにやって来たときよりいろんなことをよく知って、一層良識ある市民として帰還するようにしていることを強調した。

このような感情のからむ問題を討議するときにはふつう看過されるのであるが、重要なこと

がある。すなはち、第2次世界大戦のあとアメリカが公式化することに助力したニュールンベルグ原則に照らせば戦争犯罪を構成する行為を、アメリカが兵士に命じたとすれば、アメリカがかれらにそうさせたその責任はどうなるのか、ということである。ニュールンベルグ裁判で、ナチス空軍の最高司令官ヘルマン・ゲーリングに対する二つの罪状は、英国の都市を焼いたことと市民に爆弾を投下したことだった。(この罪でかれは絞首刑に処せられた)。勿論かれは間違っただけでそういうことをしたのであり、アメリカ人は、自分たちはベトナムで正当な理由にもとづいてそういうことをしたと考えた。しかし、その正当な理由は、ベトナムの捕虜収容所の看守にとってはなにもかも立派なものだとは思えなかったし、かれらがホー・チー・ミン原則に恥じない行動をすることは困難だった。

もう少しはっきり言えば、わたしが反戦運動を続けるのは、刑務所や人権闘争や反戦運動のなかで私が何かを学んだからである。その教訓とは何か。我われの内部にも社会にもあるその病を癒すために働き、同じゴールを目指すひとびとの間でもイデオロギーや行動について意見が違えば論争し決して妥協しない人達をつくる麗しいコミュニティで働くより充実感を味わえることはない、といううことだ。そのようなコミュニティでは、男女ともそれぞれのやり方で働き、「人間にとって最適の環境」を創りだすのだ。その環境下で、「ほんの普通のひと」が、誰もが平等な世界の兄弟、姉妹として、生きていくうえでの生得の能力を発達させるのだ。その世界では、ひとびとが、どのような個人的な違いや欠点があっても、平等に生をうけ(それはまぎれもない事実だが)、いつまでも平等に扱われるのだ。そこはまた、我われは「万人のための自由と正義」とともに生きている、と宣言しているアメリカを嘲笑することもない世界なのだ。

以 上

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

住所 〒107 東京都港区赤坂2丁目17番42号

電話 03-3583-9322

FAX 03-3583-9321